

提言にあたって

平成 13 年(2001 年)11 月、本委員会の前身である滋賀県新行政システム推進委員会(平成 11 年 7 月～平成 14 年 3 月)は、県民の意思が率直に県政に反映される健全な民主主義の根づく分権型社会の実現に向けて、新しい行政システム改革の方針や取り組みについての提言を行いました。県では、この提言に基づいて、平成 14 年(2002 年)4 月に、平成 14 年度を初年度とする『滋賀県行政システム改革新方針』(以下「新方針」という。)を策定され、「県民との協働と創造で築く活力ある県政」を基本理念として、「県民との協働の展開」と「県政の改革・強化」を視点に地域経営の革新に向けて取り組まれてきました。

平成 14 年 7 月に本委員会が設置され、これまでの 3 年余りの間、新方針の取り組み状況に対する進行管理と新しい行政評価システムなどに対して助言を行ってきました。

新方針策定後において、地方分権や市町村合併の進展に伴う県の役割の見直し、あるいは長期化する厳しい財政状況や三位一体の改革への対応が求められるとともに、少子高齢社会や本県特有とも言える人口増への対応など、多様な諸課題に的確に対応できる新しい行政経営体制の構築が必要になってきました。

併せて、県においては、新方針の策定から既に 3 年余りが経過していることや、平成 14 年度に策定された『公社・事業団等外郭団体の見直しについて(第三次)』の計画期間が終了したことから、本年(2005 年)7 月に本委員会に対して新たな行政改革大綱および外郭団体の見直し計画の策定についての提言を求められました。

本委員会におきましては、委員会を 2 回、行政改革大綱策定部会および外郭団体見直し計画策定部会をそれぞれ 3 回開催し、提言についての幅広い議論を重ね、ここに委員会としての意見をとりまとめました。県におかれては、提言の趣旨を十分に理解され、「地域の自立と協働の自治」への転換をめざして、速やかに、かつ強力に取り組まれることを切望します。